

運輸安全マネジメントに関する取組み

輸送の安全に関する基本方針

最大の責務である「輸送の安全の確保」に関する基本方針として、一人ひとりが自らの責任と役割を自覚し、その実践として「安全方針を」定め、安全安心・快適な輸送サービスの提供に努めてまいります。

安全方針・安全目標

- * 出勤したら必ず対面点呼を受ける(アルコールチェッカー)で測定する
- * 出発前には必ず乗客の着席とシートベルト装着の確認を行うこと
- * 急ブレーキ、急発進等に依る事故防止(安全な車間距離を確保する)
- * スピードの出し過ぎに依る事故防止
- * 子どもや高齢者の防衛運転を心掛ける事(交差点、横断歩道での飛び出しに注意)

輸送の安全に関わる教育及び研修

① 乗務員

- ・安全意識を高めるための研修を、年間計画によって実施します。
- ・ドライブレコーダーを活用した安全運転研修を実施し、運転技術の維持・向上に努め事故防止策に取り組めます。
- ・気象変化・自然災害・事故等発生時において、連絡通報体制及び避難誘導體制が機能するよう実践的な訓練を実施します。

② 運行管理者

- ・運行管理者の責務や法令、輸送の安全確保に関する知識並びに厳正な点呼執行のため、国土交通大臣が認定する一般講習を受講させます。

③ 整備管理者

- ・整備管理者の責務や法令、車両の点検・整備・保安並びに車両事故の防止に万全を期するため、地方運輸局長が行う研修を受講させます。

④ 安全管理者

- ・安全担当者の安全知識の向上を図るため、外部機関の主催する輸送の安全に関する研修会・講習会を受講させます。

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報

・運転者、運行管理者、整備管理者および事業用自動車に関する情報

人員情報	本社営業所	気仙沼営業所
運転者数	6	3
運行管理者数	4	3
運行管理補助者数	1	1
整備管理者数	2	2
整備管理者補助者数	2	1
車両情報	本社営業所	気仙沼営業所
大型車両	4	1
中型車両	1	0
小型車両	2	4